

新潟県セーフティネット資金融資要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、長期的な景気低迷、取引先の倒産、災害等の影響を受ける中小企業の経営の安定を図るとともに、売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる中小企業の経営の健全化に資する資金及び突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者の事業継続や経営の安定を図るための「危機関連保証制度」（国の全国統一保証制度）に対応する資金を融資するのに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業協同組合等 次のいずれかに該当し、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営む者をいう。
 - ① 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - ② 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
- (3) 取扱金融機関 この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。

(融資対象者の資格)

第3条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及び事業協同組合等（以下「中小企業者等」という。）とする。

ただし、「連鎖倒産防止枠」の融資対象者については、県内で6か月以上継続して同一事業を営む中小企業者等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく融資を受けることができない。
 - (1) 返済能力がないと認められる者
 - (2) 金融機関から取引停止処分を受けている者

- (3) 新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
- (4) 県税を滞納している者
- (5) 県制度融資を不正に利用した者その他知事が適当でないと認めた者
- (6) 設備資金については、融資対象設備の設置等に係る代金の支払いが完了している者
（県資金の預託）

第4条 この要綱の定めるところによる融資が行われたときは、知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託が実行された後、すでに行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き上げることができる。

（歩積両建預金の禁止）

第5条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資に当たって歩積両建預金を要求してはならない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

第2章 融資の内容及び手続き等

(経営支援枠)

第7条 経営支援枠に係る融資は、経済情勢等の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等に対して必要な資金を供給し、企業経営の安定と向上に資することを目的とする。

2 経営支援枠の融資条件は、次の表のとおりとする。ただし、融資限度額については、同表第1項、第2項及び第5項の融資を合わせて3,000万円とする。

融資対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間	返済方法	信用保証	担保・保証人
1 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく市町村長の認定を受けた者	運転資金	3,000万円	3年以内： 年1.40パーセント 3年超5年以内： 年1.60パーセント 5年超7年以内： 年1.80パーセント	7年以内 (据置期間2年以内を含む。)	原則として割賦返済	保証協会の信用保証付きとする。	担保： 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。
2 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定に基づく市町村長の認定を受けた者	運転資金	3,000万円	3年以内： 年1.40パーセント 3年超5年以内： 年1.60パーセント 5年超7年以内： 年1.80パーセント	10年以内 (据置期間2年以内を含む。)			保証人： 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴しないこととする。
3 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町村長の認定を受けた者	運転資金及び設備資金	5,000万円	3年以内： 年1.40パーセント 3年超5年以内： 年1.60パーセント 5年超7年以内： 年1.80パーセント 7年超10年以内： 年2.00パーセント	10年以内 (据置期間2年以内を含む。)			
4 地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者	運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。)	3,000万円	3年以内： 年1.30パーセント 3年超5年以内： 年1.50パーセント 5年超7年以内： 年1.70パーセント	7年以内 (据置期間2年以内を含む。)			
5 最近1か月又は3か月の売上高等、粗利益等又は売上高経常利益率が前年同期に比し、同じか又は減少している者	運転資金	3,000万円	3年以内： 年1.40パーセント 3年超5年以内： 年1.60パーセント 5年超7年以内： 年1.80パーセント	7年以内 (据置期間2年以内を含む。)			

<p>6 柏崎刈羽原子力発電所の稼働停止に伴う影響を主な要因として、最近3か月の売上高又は受注残高が前年から14年前の同期に比し、5%以上減少している者</p>	<p>運転資金及び既往借入金(保証協会の保証付融資に限る。)の返済資金(借換資金)</p>	<p>4,000万円</p>	<p>3年以内： 年1.40パーセント 3年超5年以内： 年1.60パーセント 5年超7年以内： 年1.80パーセント</p>	<p>7年以内 (据置期間2年以内を含む。)</p>	<p>原則として割賦返済</p>	<p>保証協会の信用保証付きとする。</p>	<p>担保： 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。</p>
<p>7 次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること (2) 同項第5号の規定による認定を受けていること (3) 次のいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ②最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ③直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ④最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること ⑤直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利</p>	<p>運転資金、設備資金(県内設置に限る。)及び既往借入金(原則として保証協会の保証付融資に限る。)</p>	<p>1億円</p>	<p>3年以内： 年1.30パーセント 3年超5年以内： 年1.50パーセント 5年超7年以内： 年1.70パーセント 7年超10年以内： 年1.90パーセント</p>	<p>10年以内 (据置き期間5年以内を含む。)</p>			<p>保証人： 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴しないこととする</p>

益率と比較して5%以上減少していること						
8 米国関税の影響により資金繰りに支障をきたしている又はきたすおそれがある中小企業者	運転資金及び設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	3,000万円	3年以内： 年1.30パーセント 3年超5年以内： 年1.50パーセント 5年超7年以内： 年1.70パーセント	7年以内 （据置期間2年以内を含む。）		
9 米価高騰の影響により資金繰りに支障をきたしている又はきたすおそれがある中小企業者	運転資金及び設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	3,000万円	3年以内： 年1.30パーセント 3年超5年以内： 年1.50パーセント 5年超7年以内： 年1.70パーセント	7年以内 （据置期間2年以内を含む。）		

3 この融資を受けようとする者は、次の書類を付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

(1) 県税の納税証明書

(2) 前項の表第1項、第2項及び第3項の融資については、所在地の市町村長の認定書

(3) 前項の表第5項の融資については、試算表等、前項の表第5項に該当していることを証明し得る書類

(4) 前項の表第6項の融資については、損益計算書、売上台帳の写し等売上高又は受注残高の減少を証明し得る書類

(5) 前項の表第7項の融資については、信用保証協会所定の申込資料のほか、表中(1)及び(2)については、次の①、(3)については次の②の所定の書面を添付する者とする。

① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（以下「セーフティネット4号」という。）又は同条同項第5号（以下「セーフティネット5号」という。）の規定による市町村長の認定書

② 売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書（（3）の対象者要件に対応するいずれか一つ）

4 第2項の表第5項、第6項、第7項、第8項、第9項の融資の取扱期限は令和8年3月31日とする。

(連鎖倒産防止枠)

第8条 連鎖倒産防止枠に係る融資は、取引先企業の倒産により影響を受ける中小企業者等に対し必要な資金を供給し、経営の安定を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 倒産関連企業 次項第1号①又は②に該当する者をいう。
- (2) 取引先の倒産 取引先企業が次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ① 手形、小切手等の不渡事故をおこし、銀行の取引停止処分を受けた場合
 - ② 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申立てがあった場合
 - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがあった場合
 - ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがあった場合
 - ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがあった場合
 - ⑥ 債権者会議による内整理開始の申立てがあった場合
 - ⑦ その他手形、小切手等の不渡事故等により支払不能となった場合

3 融資条件

(1) 融資対象者

次のいずれかに該当する倒産関連中小企業者として商工会議所会頭又は商工会長の認定を受けた中小企業者等

- ① 倒産企業に適正な取引に基づく債権(正常な経営を行っていたにもかかわらず、取引先企業の倒産による影響を直接受けたことにより、回収困難となった債権をいい、融通手形による取引、貸付金等の営業外債権を除く。)を50万円以上有していること
 - ② 倒産企業との取引額が、原則として最近12か月間において20パーセント以上あること
 - ③ 倒産関連企業との取引額が、原則として最近12か月において50パーセント以上あり、倒産企業に関わる債権を有すること
- (2) 資金用途 運転資金
 - (3) 融資限度額 債権額の範囲内で3,000万円
 - (4) 融資利率 年1.80パーセント
 - (5) 融資期間 7年以内(据置期間1年以内を含む。)
 - (6) 返済方法 原則として割賦返済
 - (7) 信用保証 保証協会の信用保証付きとする。
 - (8) 担保 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。
 - (9) 保証人 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

4 認定期間及び認定手続き

- (1) 認定の期間は、取引先企業の倒産のあった日から6か月以内とする。
- (2) 認定を受けようとする中小企業者等は、様式により商工会議所会頭又は商工会長に申請するものとする。

(3) 商工会議所会頭又は商工会長は、前号の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、様式により認定書を交付するものとする。

5 融資申込み手続き

認定書の交付を受けた者は、取扱金融機関に対し、当該認定書及び県税の納税証明書を付して貸し付けの申込を行うものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間、第 8 条第 3 項第 3 号中「3,000 万円」とあるのは「5,000 万円」と、同項第 4 号中「年 1.90 パーセント」とあるのは「年 1.70 パーセント」と、同項第 5 号中「7 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）」とあるのは「9 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）」とする。
- 3 新潟県セーフティネット資金融資要綱の規定により行われた融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成 19 年新潟県中越沖地震により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあつては、平成 19 年 7 月 31 日から平成 19 年 12 月 28 日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていた新潟県セーフティネット資金融資要綱による融資期間に 2 年を加えた期間が経過する日又は平成 23 年 3 月 31 日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。

(附則)

改正後の要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

改正後の要綱は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

(附則（抄）)

- 1 改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(附則（抄）)

- 1 この要綱は、平成 16 年 12 月 6 日から施行する。

(附則（抄）)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 17 年 12 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則（抄）)

- 1 この要綱は、平成 18 年 1 月 25 日から施行する。

(附則（抄）)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則（抄）)

- 1 この要綱は、平成 18 年 6 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の新潟県セーフティネット資金融資要綱第 8 条第 2 項第 3 号②又は

③に該当する場合は、この要綱の施行の日から平成 18 年 10 月 31 日までの間においては、この要綱による改正後の新潟県セーフティネット資金融資要綱第 8 条第 2 項第 3 号に規定する取引先の倒産に該当するものとみなす。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成 19 年 3 月 15 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項の表第 7 項の改正、第 7 条第 3 項第 3 号の改正、第 7 条第 3 項第 5 号の次に 1 号を加える改正、第 7 条第 4 項の改正(第 7 条第 2 項の表第 7 項の融資の取扱期限に係るものに限る。)及び別表 1 を加える改正は、平成 19 年 3 月 29 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた第 7 条第 2 項の表第 4 項及び第 6 項の規定に基づく融資の残高については、それぞれ改正後の第 7 条第 2 項の表第 4 項及び第 6 項の規定に基づく融資の残高とみなす。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則(抄))

1 この要綱は、平成 19 年 7 月 31 日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成 19 年 8 月 21 日から施行する。

2 この要綱による改正前の新潟県セーフティネット資金融資要綱第 7 条第 2 項の表第 1 項又は第 2 項に規定する対象者であって、市町村長が発行した認定書の有効期間内に信用保証協会に保証申込みを行う者は、この要綱による改正後の新潟県セーフティネット資金融資要綱第 7 条第 2 項の表第 1 項又は第 2 項に規定する融資対象者とみなす。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 20 年 1 月 31 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 20 年 12 月 8 日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成 21 年 1 月 23 日から施行する。

2 この要綱による改正前の新潟県セーフティネット資金融資要綱第9条の規定に基づく融資は、この要綱による改正後の新潟県セーフティネット資金融資要綱第9条第2項第1号の規定に基づく融資とみなす。

(附則)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成21年5月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、第7条第2項の表第4項及び第6項(1)中「前年」とあるのは「前年又は2年前又は3年前の」とする。
- 3 平成22年4月1日から平成31年3月31日までの間、第8条第3項第3号中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とする。
- 4 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成23年10月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成24年6月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 12 月 24 日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、第 7 条第 2 項中「3,000 万円」とあるのは「5,000 万円」とし、同条の表第 1 項、第 2 項及び第 7 項の融資限度額は「5,000 万円」とする。
- 3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 13 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、第 7 条第 2 項中「3,000 万円」とあるのは「5,000 万円」とし、同条の表第 1 項、第 2 項及び第 7 項の融資限度額は「5,000 万円」とする。
- 3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、第7条第2項中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とし、同条の表第1項、第2項及び第7項の融資限度額は「5,000万円」とする。

- 3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。
(附則)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、第7条第2項中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とし、同条の表第1項、第2項及び第5項の融資限度額は「5,000万円」とする。
- 3 この要綱による改正前の新潟県セーフティネット資金融資要綱第7条第2項の表第4項、第6項及び第7項の規定に基づく融資の残高は、この要綱による改正後の新潟県セーフティネット資金融資要綱第7条第2項の表第5項の規定に基づく融資とみなす。

- 4 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。
(附則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、第7条第2項中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とし、同条の表第1項、第2項及び第5項の融資限度額は「5,000万円」とする。

- 3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。
(附則)

- 1 この要綱は、令和2年1月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和2年2月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、第7条第2項中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とし、同条の表第1項、第2項及び第5項の融資限度額は「5,000万円」とする。

- 3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。
(附則)

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 第7条第2項の表第9項の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和2年6月13日から施行する。

2 第7条第2項の表第9項の融資は、令和2年6月13日保証申込受付分から適用する。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和2年12月18日から施行する。

2 第7条第2項の表第9項の融資は、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

2 第7条第2項の表第9項の融資は、令和3年2月10日保証申込受付分から適用する。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

2 第7条第2項の表第9項の融資は、令和3年2月24日保証申込受付分から適用する。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、第7条第2項中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とし、同条の表第1項、第2項及び第5項の融資限度額は「5,000万円」とする。

3 第7条第2項の表第8項の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

4 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。ただし、令和3年5月31日までに実行された「新型コロナウイルス感染症対応資金」についても、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

2 第7条第2項の表第8項の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

2 第7条第2項の表第8項の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、第7条第2項中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とし、同条の表第1項、第2項及び第5項の融資限度額は「5,000万円」とする。

3 第7条第2項の表第8項の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

4 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

2 第7条第2項の表第8項の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

2 第7条第2項の表第8項の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

2 第7条第2項の表第8項の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第7条第2項中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とし、同条の表第1項、第2項及び第5項の融資限度額は「5,000万円」とする。

3 第7条第2項の表第8項の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

4 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和6年1月30日から施行する。

2 第7条第2項の表第8項の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和6年2月14日から施行する。

2 第7条第2項の表第8項(1)～(3)の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

3 第7条第2項の表第8項(4)の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわ

らず、罹災証明書（令和6年能登半島地震による災害に係るものに限る。）を取得していれば、利用に当たって業歴は問わない。

4 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

（附則）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第7条第2項中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とし、同条の表第1項、第2項及び第5項の融資限度額は「5,000万円」とする。

3 第7条第2項の表第8項(1)～(3)の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、県内において3か月以上継続して同一事業を営む者とする。

4 第7条第2項の表第8項(4)の融資を受けることができる者は、第3条第1項の規定にかかわらず、罹災証明書（令和6年能登半島地震による災害に係るものに限る。）を取得していれば、利用に当たって業歴は問わない。

5 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

（附則）

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第7条第2項中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とし、同条の表第1項、第2項及び第5項の融資限度額は「5,000万円」とする。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

（附則）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第7条第2項中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」とし、同条の表第1項、第2項及び第5項の融資限度額は「5,000万円」とする。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

（附則）

1 この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

（附則）

1 この要綱は、令和7年10月10日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。